

飯塚市立各小・中学校長 様

飯塚市教育委員会  
教育長 武井 政一

## 分散登校時及び臨時休業全面解除後の学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

飯塚市教育委員会では、緊急事態宣言の延長を受け、市内小中学校の臨時休業を5月31日まで延長するとともに、段階的な教育活動の再開に向けた分散登校を実施することを決定しました。

つきましては、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂（通知）（令和2年4月17日改訂版）」等を参考に、下記の事項について全職員で共通理解を図り、適切に対応してください。

なお、別添資料として「チェックリスト（別紙）」を添付しておりますので、分散登校に向けての準備にご活用ください。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策の実施

##### （1）感染源を断つこと

- ・家庭と連携し、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・自宅で検温ができなかった児童生徒については、保健室等で検温を行う。

##### （2）感染経路を断つこと

- ・手洗いや咳エチケット及びマスク着用を徹底させる。

#### 2 集団感染リスクへの対策

以下の3つの条件が重ならないように、環境の設定を行う。

- ・換気の悪い場所での活動は行わない。【密閉】
- ・多くの人が手の届く距離に集まらない。【密集】 ※生徒の座席の配置等の工夫
- ・近距離での会話や大声での発声を控える。【密接】

#### 3 学校組織体制の確立

学校における感染症対策については、各校の実態に応じて校長を中心に組織的な対応を実施する。

○管理職・・・・・・・・総指揮、中学校区小中学校への連絡、地域への連絡  
マスコミ対応等

○主幹教諭・・・・・・・・保護者への連絡、関係機関への連絡等

○担任・・・・・・・・児童生徒への指導、り患した児童生徒への指導等

○養護、保健主事・・・・校内消毒計画、関係機関への連絡、報告書の作成・提出等

※【別添】小中学校で新型コロナウイルス感染症り患者が発生した場合の対応マニュアル(案)参照

#### 4 児童生徒の心のケア

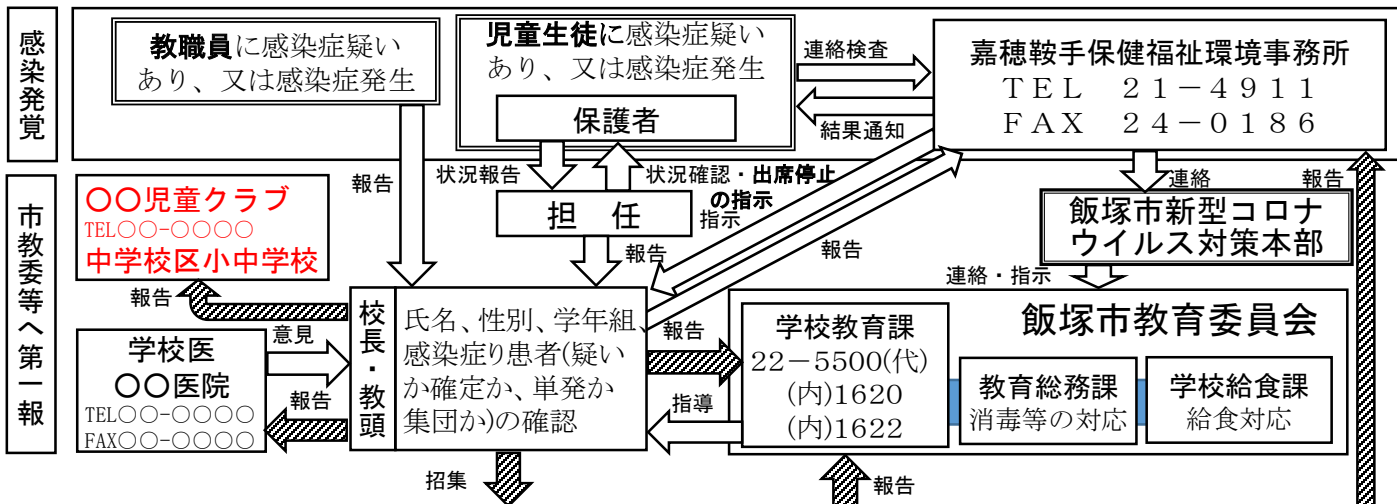
児童生徒の登校時の表情や会話等を観察し、不安や悩みを訴える児童生徒については、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

臨時登校日における学校チェックリスト

学校教育課

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の健康観察、検温等の準備はできていますか？
- 手洗いや咳エチケット等の指導の共通理解は図れましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などによる環境衛生を良好に保っていますか？
- 「抵抗力」を高めることが重要であることを伝えてありますか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が重なる場を避けるための、教室での児童生徒の座席配置等の計画をしていますか？
- 放課後児童クラブのための教室等の活用について検討していますか？
- 児童生徒の出欠管理について、共通理解が図れていますか？

この他、各学校で児童生徒を迎えるにあたっての準備を確認してください。



**情報の収集・整理・分析**

校内新型コロナウイルス感染症対策委員会(管理職、主幹教諭、養護教諭等)

**発生状況の把握**

- り患者の状況
  - 氏名、年齢、性別、生年月日、学年・組、住所、電話番号、発症日
  - 具体的な症状(発熱、倦怠感、頭痛、咽頭痛など) ○入院の有無
  - 受診状況(医療機関名、投薬状況等) ○同居家族の感染症発症の有無
- 患者周囲の状況
  - 感染者(感染疑い)の人数 ○全クラスの健康状況(出欠状況、理由、健康調査)
  - 教職員の健康状況 ○同様な症状による有無 ○複数の学年における発症の確認

※詳しい状況の確認後に速やかに市教委に報告を行う。

**対応検討**

- 校内及び保護者、地域等への対応検討
  - 児童生徒、保護者、地域、関係機関への連絡内容 ○消毒方法の検討
  - 二次感染予防方法の検討 ○マスク対応の一本化確認 ○職員の役割分担の確認

※り患者の情報は差別や偏見につながるので管理を徹底する。(人権教育の実施)

**対応決定** → 児童生徒・教職員にり患者1人出た場合…2週間の学校閉鎖

職員会議(今後の対応に関する全教職員の共通理解、校内体制と対応策確認)  
○役割分担の明確化 ○り患者の人権とプライバシーへの配慮指示

**対応実施**

校長	教頭・主幹教諭	担任	養護・保健主事
総指揮	保護者への連絡 ○通知文書・すぐメール等作成・送付 (感染症り患者発生及び感染症対策、児童の健康状態の把握の依頼、予防方法の周知、人権への配慮等の内容) ※感染症り患者がいることは明記	児童生徒への指導 ○正しい知識と予防方法の周知 ○り患者の人権を配慮した指導	校内消毒計画作成 ○保健所、教育総務課と連携して消毒計画の作成
中学校区小中学校への連絡	関係機関への連絡 ○児童クラブへの連絡 ○PTA会長への連絡	り患した児童生徒への指導 ○り患した児童生徒及び保護者との定期的な情報交換(情報把握、学習指導)	関係機関への連絡 ○学校医への連絡
地域への連絡			報告書の作成・提出

**事後処理**

**閉鎖等解除**

教頭	○記録の作成・整理・保管 ○市教委への報告	担任	○り患児童生徒の心理的ケア	養護	○児童生徒のストレス状況の把握と対応策検討
----	--------------------------	----	---------------	----	-----------------------